

## 開発事業に係る道水路敷寄付・帰属関係書類要領

### ○ 提出時期

開発事業に関する工事の完了検査後

### ○ 提出先

第二庁舎 9階 土木調査課 調査・管理チーム 開発担当(0798-35-3697)

### ○ 提出関係書類

西宮市「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」による協議物件の場合 □1~10

都市計画法第32条による協議物件の場合

□3~5,7~10

(3~5はコピーで可)

□ 1. 道・水路敷寄付申込書 提出部数 原本1部

□ 2. 登記承諾書 兼 登記原因証明情報 提出部数 原本1部

□ 3. 印鑑証明書 提出部数 原本1部

□ 4. 資格証明書 提出部数 原本1部 (法人の場合)

□ 5. 沿革証明書 提出部数 原本1部 (名称・住所変更等がある場合)

□ 6. 全部事項証明書 提出部数 原本1部とコピー1部

※当該寄付・帰属道水路敷の抵当権等所有権以外の一切の権利を必ず排除して下さい。

□ 7. 地積測量図 提出部数 コピー2部(法務局備付をコピー)

◆「まちづくりに関する条例」協議物件の場合、寄付関係書類の提出に関しては、上記1~7の提出が、土木調査課の完了検査結果報告(検済み証)送付の要件となります。

□ 8. 実測図 提出部数 紙3部と電子データ(CD)

紙3部はA4折左綴じで、9.の土地境界確認書に添付のものとは別にご用意ください。  
電子データのファイル形式はPDF及びDXFです。

図面は、下記①~⑤をなるべくA2サイズ1枚までに収めて下さい。

① 位置図

② 字限図 (当該寄付・帰属道水路敷の分筆線・地番が記入されたもの)

③ 平面図 (縮尺 1/500 か 1/250)

④ 断面図 (縮尺 1/50 か 1/100、後退前・後退後の距離を必ず記載して下さい。)

⑤ 求積図 (当該寄付・帰属道水路敷)

※ 測量氏名・事務所名称及び測量・作成年月日等を記載し、必ず職印を押印願います。

□ 9. 土地境界確認書 提出部数 原本2部(図面添付のこと)

添付する図面は8.の実測図を利用し、新たな境界箇所に朱線を入れ、A4折左綴じで、実印を割印して下さい。(本市に所有権移転登記完了後、1部を申請者様にお返しします。)

□ 10. 道路区域変更用図面・認定図面 提出部数 紙3部と電子データ(CD)

道路区域の変更に必要な図面(A3サイズ)の内容について当課担当(0798-35-3697)と協議して下さい。

また、新設道路がある場合、図面の内容について当課道路認定担当(0798-35-3685)と協議して下さい。

◆都市計画法32条協議物件に関しては、別途 開発指導課での帰属手続きも必要となりますので、開発指導課へお問合せ下さい。



# 登記承諾書 兼 登記原因証明情報

## 1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 西宮市

義務者 (乙)

## (2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>

## 2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、令和 年 月 日、本件不動産を寄付した。
- (2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。
- (3) 乙は、甲に本件不動産の所有権移転登記されることを承諾する。

令和 年 月 日 神戸地方法務局 西宮支局

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(寄付受領者) 西宮市  
西宮市長 石井 登志郎

(寄付申請者)



# 登記承諾書 兼 登記原因証明情報

## 1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 西宮市

義務者 (乙) 西宮工業株式会社

実印

捨印捺印

## (2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>
西宮市六湛寺町	100番2	宅地	10.10
登記簿に記載された所在地、地番、地目、地積を記入してください			

## 2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、令和 年 月 日、本件不動産を寄付した。  
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。  
(3) 乙は、甲に本件不動産の所有権移転登記されることを承諾する。

日付記入不要

令和 年 月 日 神戸地方法務局 西宮支局

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(寄付受領者) 西宮市  
西宮市長 石井 登志郎

(寄付申請者) 西宮市六湛寺町10番3号  
西宮工業株式会社

代表取締役 西宮 太郎

実印

法人で代表者の資格は、「代表取締役」等の法人登記上の役職で捺印ください

# 土地境界確認書

西宮市（以下「甲」と称する。）と

（以下「乙」と称する。）

とは土地の境界に関し、次のとおり確認書を交換する。

1. 境界を明示すべき土地の表示

甲の土地 西宮市

乙の土地 西宮市

2. 甲及び乙の土地境界位置

別紙図面朱線のとおり

以上のとおり境界確認の証として本書式通を作成し、双方記名押印の上、各自その壺通を保有する。

令和 年 月 日

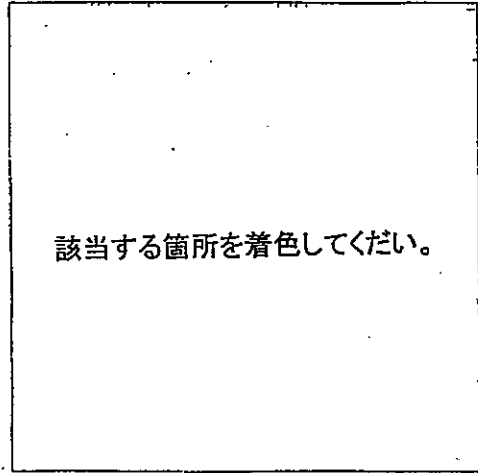
甲 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長 石井登志郎

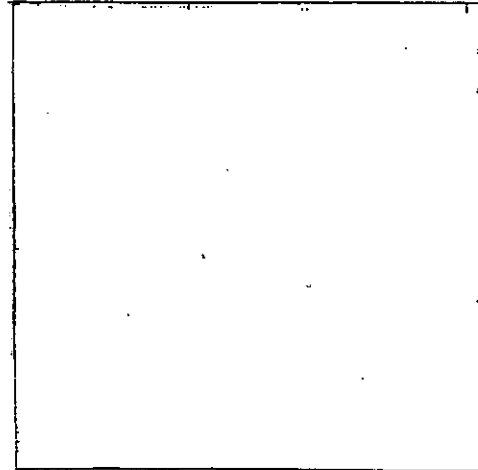
乙

位置図



該当する箇所を着色してください。

字限図



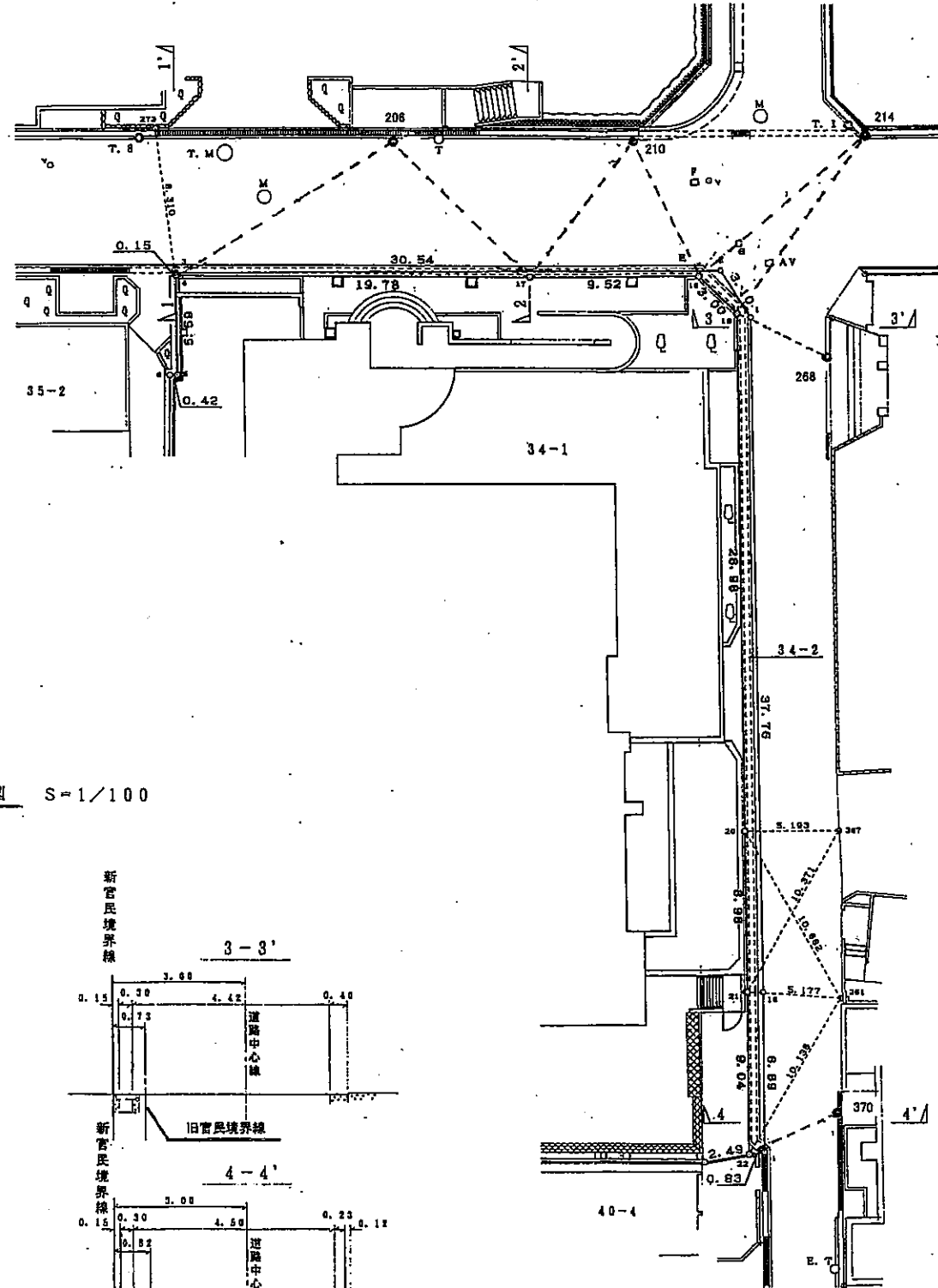
神戸地方方法務局西宮支局備付字限図転写  
転写年月日 令和 年 月 日  
転写者

# 土地実測平面図

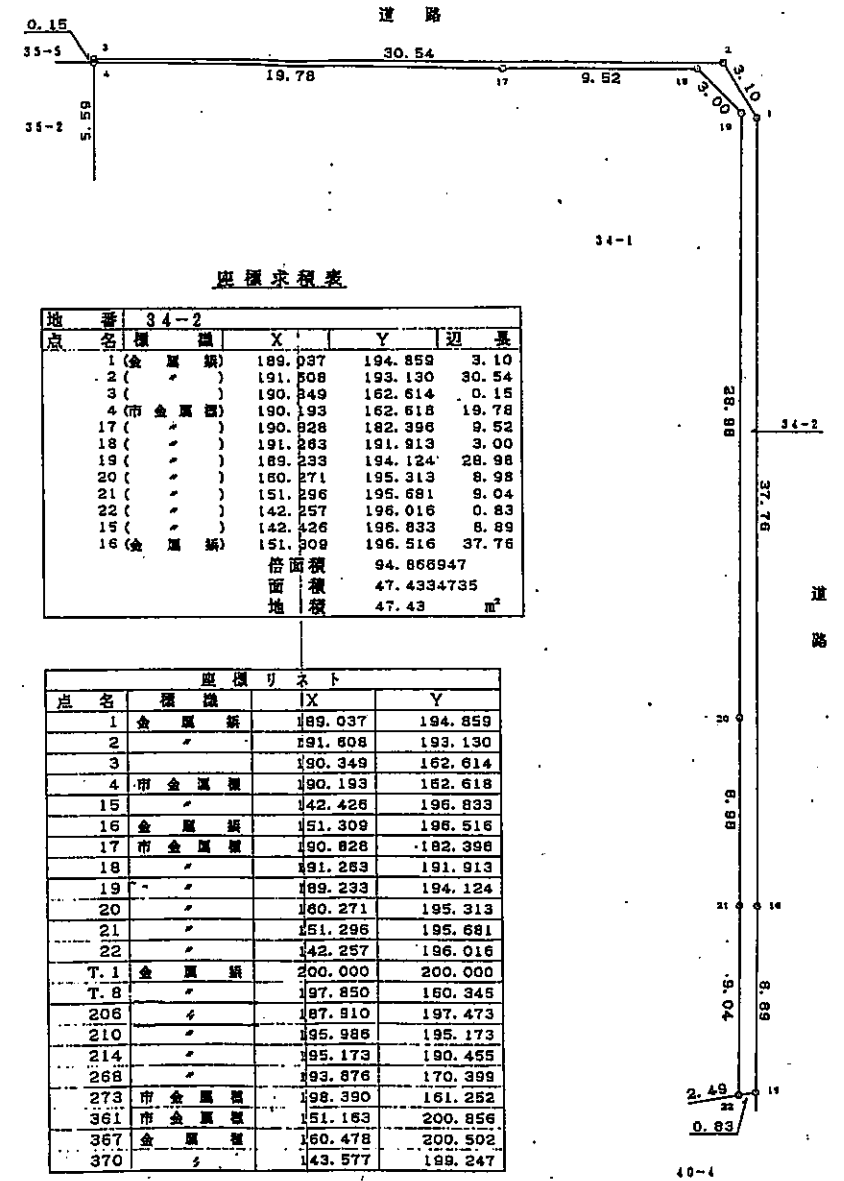
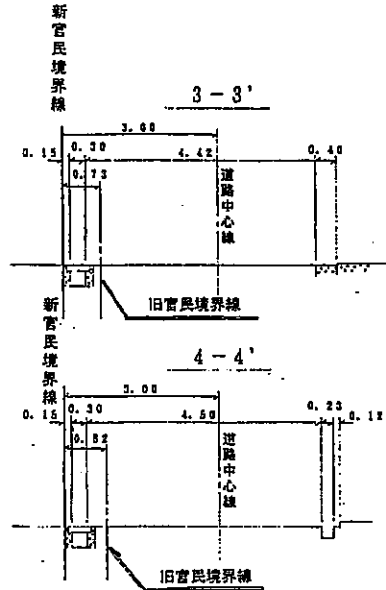
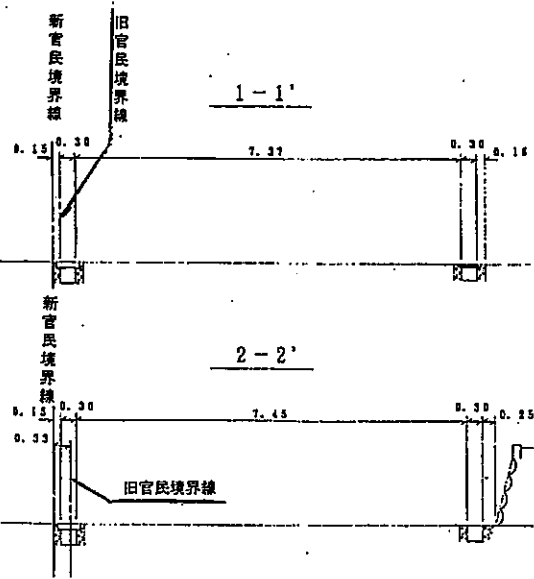
西宮市 町 番

見本

S=1/250



断面図 S=1/100



距離求積表

地番	点名	種類	X	Y	辺長
34-2	1	金屋敷	189.037	194.859	3.10
	2	"	191.808	193.130	30.54
	3	"	190.349	162.614	0.15
	4	市金屋敷	190.193	162.618	19.78
	17	"	190.828	182.396	9.52
	18	"	191.263	191.913	3.00
	19	"	189.233	194.124	28.98
	20	"	180.271	195.313	8.98
	21	"	151.296	195.681	9.04
	22	"	142.257	196.016	0.83
	15	"	142.426	196.833	8.89
	16	金屋敷	151.309	196.516	37.76
		倍面積		94.866947	
		面積		47.4334735	
		地積		47.43	m <sup>2</sup>

点名	種類	X	Y
1	金屋敷	189.037	194.859
2	"	191.808	193.130
3	"	190.349	162.614
4	市金屋敷	190.193	162.618
15	"	142.426	196.833
16	金屋敷	151.309	196.516
17	市金屋敷	190.828	182.396
18	"	191.263	191.913
19	"	189.233	194.124
20	"	180.271	195.313
21	"	151.296	195.681
22	"	142.257	196.016
T.1	金屋敷	200.000	200.000
T.8	"	197.850	160.345
208	"	187.910	197.473
210	"	195.988	195.173
214	"	195.173	190.455
268	"	193.876	170.399
273	市金屋敷	198.390	161.252
361	市金屋敷	151.163	200.856
367	金屋敷	160.478	200.502
370	"	143.577	199.247

図名	土地実測平面図	縮尺	1/250
作成者			
作成日	令和 年 月 日	枚	面の
図面番号		資料	


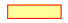
# 道路区域変更平面図

## 市道鳴第39号線

起点: ○○○○番○○  
終点: ○○○○番○○

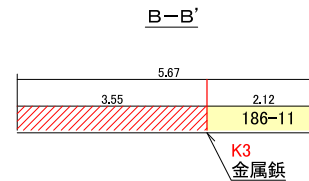
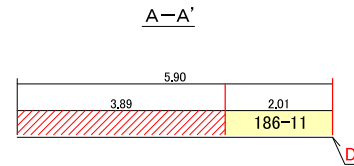
路線の起点から終点に向かって右側最寄りの民地の地番

凡例

	既区域・既供用
	区域変更・供用開始

縮尺は任意（記載無しでも良い）

断面図 S=1/100



### 〔市道鳴第39号線〕

区間延長 5.72m  
 変更前幅員 3.55~3.89m  
 変更後幅員 5.67~5.90m  
 面積 11.51m<sup>2</sup>

